

富山県警察の職員宿舎管理に関する訓令
富山県警察本部訓令第18号

富山県警察の職員宿舎管理に関する訓令を次のように定める。

昭和62年10月30日

富山県警察本部長

富山県警察の職員宿舎管理に関する訓令

(趣旨)

第1条 富山県警察職員宿舎(以下「宿舎」という。)の管理については、富山県財産管理規則(昭和40年富山県規則第10号)によるほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令において「宿舎」とは、富山県警察が職務の円滑な運営に資する目的で職員(その職員と生計を共にして同居を必要とする親族を含む。以下同じ。)の居住の用に供する富山県(以下「県」という。)所有の建物及び付属施設(以下「建物等」という。)をいう。

(宿舎の種類)

第3条 宿舎の種類は、次のとおりとする。

- (1) 警察本部宿舎
- (2) 警察署宿舎
- (3) 署長宿舎
- (4) 交番併設宿舎
- (5) 駐在所併設宿舎

(管理者)

第4条 宿舎を維持管理するため、管理者を置き、警察本部宿舎にあつては警務部長、警察署宿舎、署長宿舎、交番併設宿舎及び駐在所併設宿舎にあつては当該宿舎の所在地を管轄する警察署長をもって充てる。

2 管理者は、次条の規定により宿舎に入居する者(以下「入居者」という。)にこの訓令に定める事項を遵守させるとともに、常に宿舎の維持管理の適正を図らなければならない。

(入居資格者)

第5条 宿舎に入居できる者は、所属長が指定し、管理者が入居を認めたものとする。

(宿舎の居住替え)

第6条 管理者は、必要があると認めるときは、宿舎間において職員の居住替えを命ずることができる。

(宿舎の明渡し)

第7条 入居者は、次の各号の一に該当する場合には、管理者の指定する期間中に、正常な状態において宿舎を明け渡さなければならない。

- (1) 職員の身分を失ったとき。
- (2) 管理者から退居を命じられたとき。

2 入居者が宿舎の明け渡しをしようとするときは、宿舎の異常の有無について、管理者の検査を受けなければならない。

(入退居の報告)

第8条 所属長は、当該所属の職員が宿舎に入居し、又は宿舎から退居したときは、速やかに、警務部会計課長に報告しなければならない。

(入居者の義務)

第9条 入居者は、常に当該宿舎の維持管理に注意を払い、建物等を正常な状態において使用するものとし、他の入居者の迷惑となる行為又は衛生上有害な行為をしてはならない。

(禁止事項)

第10条 入居者は、宿舎の使用に当っては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 建物等を模様替えし、又は増改築すること。
- (2) 親族以外の者を同居させること。
- (3) 使用の目的以外に使用すること。

(施設の原状復旧)

第11条 入居者は、前条ただし書の規定により承認を受けて建物等を模様替えし、又は増改築した場合において、宿舎を明け渡すときは、自己の負担においてこれを原状に復するものとする。ただし、管理者が現状に復する必要があると認めるときは、この限りではない。

(損傷又は滅失時の措置)

第12条 入居者は、当該建物等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに、所属長に報告しなければならない。所属長は管理者を経由して警察本部長に届け出なければならない。

2 入居者は、前項の損傷又は滅失がその者の故意又は重大な過失に基づくものであるときは、その損害の全部又は一部を県に賠償しなければならない。

(貸付料)

第13条 宿舎は、別に定める貸付料を徴収して使用させる。ただし、交番併設宿舎及び駐在所併設宿舎については、貸付料を徴収しない。

2 貸付料は、当該月の入居日数が15日以下のときは半月分、16日以上ときは1か月分を徴収する。ただし、配置換え、宿舎の修繕、廃止等で引き続き他の宿舎に入居したときは、当該月の初日において入居していた宿舎の貸付料をもって徴収する。

3 前項の貸付料は、毎月その月の給与から控除するものとする。ただし、貸付料が給与から控除されなかった場合は、知事が別に発する納入通知書の定めるところにより納付しなければならない。

(経費の負担)

第14条 入居者は、宿舎の使用に関し、前条の使用料のほか、次の各号に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 宿舎内外の清掃及び廃棄物処理に要する費用
- (2) 上水道、下水道、電気及びガスの使用料
- (3) 共同施設の使用に要する費用
- (4) その他別に定める軽易な修繕又は消耗品の取替えに要する費用

附 則

- 1 この訓令は、昭和62年11月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際現に宿舎に入居している者は、この訓令により入居した者とみなす。

附 則（平成9年3月3日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成9年3月10日から施行する。

附 則（平成13年7月2日警察本部訓令第30号）

この訓令は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月14日警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日警察本部訓令第3号抄）
（施行期日）

この訓令は、平成19年3月23日から施行する。

附 則（平成20年3月18日本部訓令第4号抄）

（施行期日）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第4項から第7項までの改正規定は、平成20年3月24日から施行する。

附 則（平成31年4月1日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月5日警察本部訓令第3号）

この訓令は、令和3年3月8日から施行する。